

1. 範囲
  - 1.1. 本購買基本取引条件および（該当する場合）その不可分の一部を成す最新版の LEM Group Suppliers General Requirements Manual ([www.lem.com](http://www.lem.com)にて閲覧可能) (以下、総称して「本購買条件」という。)は、LEM インターナショナル・エス・エイまたはそのスイス、ブルガリア、中国および日本国内における関連会社（以下「LEM」という。）が注文書に記載する外部供給者（その所在地を問わない。）から調達したすべての製品およびサービスに適用する。供給者は、LEM から受注することにより、LEM による本製品／本サービスの調達について本購買条件が排他的に適用されることに合意する。その他の条件は、LEM が明示的にそれを拒否しなくとも、また、供給者の条件が当該その他の条件が優先すると定めていたとしても、適用されない。本購買条件を修正または例外を定める場合、LEM および供給者が署名した書面による合意によってこれを行い、この場合、当該修正または例外が優先して適用される。
2. 関連会社
  - 2.1. LEM インターナショナル・エス・エイの関連会社とは、LEM インターナショナル・エス・エイを直接的もしくは間接的に支配し、LEM インターナショナル・エス・エイによって支配され、または LEM インターナショナル・エス・エイと共通の支配下にある法的存在を意味する。「支配」とは、ある事業体の議決権付証券の 50%超を所有している状態、またはある事業体の経営および方針を指揮する権限を所有している状態を意味する。
3. 注文
  - 3.1. 契約は、供給者が LEM の注文書を受領してから 2 営業日以内に受諾拒否しない限り、LEM が発注した時点で LEM と供給者との間で成立したものとみなす。注文書は、本購買条件および注文書に明示的に言及され、または書面により別途合意されたその他の書面（技術仕様書、図面または品質要求書等）と共に、法的拘束力を有し、LEM と供給者との間の契約の一部を構成するものとする。
  - 3.2. 供給者は、注文書記載の LEM の要求（発注した本製品／本サービスについて明示された基準レベルおよび修正レベルを含むが、これらに限らない。）を遵守するものとする。注文書から逸脱する場合は、LEM が書面で承認した場合に限り効力を生じる。この場合、LEM は直前の注文を取り消してこれに代わる修正注文書を発行する。いずれの場合も、供給者は、注文に関する LEM の要求が、LEM が認証した技術仕様書と異なる場合、速やかに LEM にその旨を伝えることを約束する。
  - 3.3. 発注は、書面により、または電子的に行うものとし、適用法によって義務付けられている場合を除き、署名がなくても強制力を有する。
4. 注文内容の変更および取消
  - 4.1. 適用法によって明示的に禁じられている場合を除き、LEM は、注文の承認後でも、供給者に変更注文（書面または電子媒体によるものを問わない。）を行うことにより注文内容（引渡日、荷渡地、梱包材料、数量および／または注文対象の本製品／本サービス等の変更等）を随時変更することができる。
  - 4.2. 当該変更により注文の履行のための費用またはこれが必要とする時間に大幅な増減が生じる場合、価格および／または引渡日は公正に調整される。本項に基づく調整に関連する供給者の請求は、LEM の満足する補正書類と共に書面によって行うものとする。ただし、供給者が注文変更を受領後 2 営業日以内に請求を行わない限り、請求権を放棄したものとみなす。LEM が別途指示しない限り、供給者の請求は、供給者が当該変更を遂行する前に LEM の書面による承認を必要とする。供給者は、LEM と供給者が当該変更および関連する調整を行っている最中に、いかなる注文の履行も停止してはならない。
  - 4.3. 適用法によって明示的に禁じられている場合を除き、LEM はいつでも、自己都合により、生産リードタイムの開始日前まで、または荷渡日より 30 日前までのいずれか遅い日までに、注文を取り消すことができ、当該取消に関して LEM に対し一切責任を負わないものとする。LEM は、LEM が生産リードタイム開始日または荷渡日まで 30 日以内の日日いずれか遅い日より後に注文を取り消した場合、注文取消の通知より以前に行った工程について供給者が LEM の満足する形で実証できるものについて、供給者に賠償するものとする。供給者は、注文取消の通知を受領後に行った工程、および供給業者が合理的に回避してきたであろう供給者の下請供給者または役務提供者に発生した費用については賠償を受けない。LEM は、取り消された注文における本製品／本サービスの契約価格を超えてかかった費用は一切賠償しない。本第 4.3 条は、正当な理由によって注文を取り消す LEM の権利を損なうものではない。
  - 4.4. その他の請求権は存在しない。
5. 価格および支払条件
  - 5.1. 供給者は、本製品／本サービスを確定価格（あらゆる搬入費を含む。）で提供する。値上げは、正当に権限が与えられた LEM の代表者が書面により確認した場合に限り認められる。
  - 5.2. 注文書に別段の指定がない限り、すべての価格は、LEM が指定する荷渡地までの仕向地持ち込み渡し・関税込み条件（以下「DDP」という。）（インコタームズ 2010）であるものとみなす。通貨は注文書記載のとおりとする。
6. 請求書／支払条件
  - 6.1. 供給者は、本製品／本サービスの引渡後 30 日以内に請求書を発行することができる。
  - 6.2. 供給者は、LEM の満足する様式および形式の、一般に認められた会計原則に従った請求書を LEM に送付するものとする。請求者はとりわけ、正確な LEM 注文番号、本製品／本サービスの LEM 仕向地、数量および価格を記載するものとする。請求書の先発は注文書の指示に従う。付加価値税は別途請求書に記載するものとする。供給者は、これらの要件を満たさなかったことから生じるすべての責任を負う。
  - 6.3. 書面による別段の合意がない限り、また適用法によって明示的に禁じられている場合を除き、LEM は、正しく発行された請求書を受領した月の月末から 60 日以内に代金を支払うものとする。請求書に対する支払は、本製品／本サービスの受諾を意味しないものとし、瑕疵について通知する LEM の権限の放棄とはみなされないものとする。
  - 6.4. LEM は、適用法が容認する範囲内で相殺権および留置権を留保するものとする。
  - 6.5. 供給者は、LEM に支払遅延があった場合でも LEM に対する納入を中止してはならない。
7. 荷渡地、危険負担および所有権の移転
  - 7.1. 注文書に別途指定されている場合を除き、引渡しは LEM が注文書に記載する荷渡地の指定場所まで、または荷渡地が指定されていない場合は LEM の事業所まで、DDP（インコタームズ 2010）で行われるものとする。
  - 7.2. 各引渡しにおいては、注文の詳細、注文番号、発注日および LEM 発注者の氏名と INTRASTAT コード（該当する場合。）を明確かつ正確に記載したデリバリーノートを送付するものとする。供給者は、引渡しの際に、法律で義務付けられたすべての特別書類（安全データシート、原産地証明書および輸出書類を含む。）が発行されていることを確認するものとする。
- 7.3. 供給者は、書類が不正確、不完全または不十分だったために生じた損害について責任を負う。不正確、不完全または不十分な書類は、適用法によって明示的に排除されている場合を除き、支払の遅延を招く可能性がある。
- 7.4. 本製品/本サービスの所有権は、荷渡地で引き渡した時点で LEM に移転する。
8. 梱包
  - 8.1. 保管、輸送および出荷中の損害を防ぐために、安全かつ十分な梱包を行わなければならない。供給者は、適用法によって明示的に排除されている場合を除き、LEM の指示に従って特殊ラベルおよび梱包を追加料金なしに行わなければならない。供給者は、LEM の書面による事前の同意があった場合に限り、追加料金を請求することができる。
  - 8.2. 供給者は、適用される環境規制を遵守した梱包であることを確認するものとする。
9. 引渡日、遅延
  - 9.1. 注文書記載の引渡日および数量は、法的拘束力を有する。引渡日は、前第 7.1 条に定める合意荷渡地における本製品／本サービスの引渡日と理解されるものとする。
  - 9.2. 別段の合意がない限り、部分引渡しおよび早期引渡しは認められない。
  - 9.3. 供給者は、自らが本製品／本サービスを引渡日までに引き渡すことができないと見込んだ場合、その理由および予測される遅延の期間を、直ちに LEM に対し書面で通知するものとする。
  - 9.4. 早期、遅延または一部引渡しがあった場合、供給者は、催告なしに直ちに債務不履行を行ったものとみなされる。
  - 9.5. 早期、遅延または一部引渡しを受諾したとしても、法的拘束力を持つ引渡日から供給者が逸脱したことに起因して LEM が有することになる権利の放棄とはみなされない。
  - 9.6. 遅延があった場合、LEM は、1 週（1 週に満たない場合も 1 週間とみなす。）当たり契約価格の 1%に相当するが、合計で契約価格の 10%を超えない違約金を請求する権利を有する。違約金は、契約上の義務から供給者を免除するものではない。LEM は、この他の法的請求（損害賠償請求および／または契約解除を含む。）を主張する権利を有する。
10. 履行
  - 10.1. 供給者は、相当の注意と効率性、ならびに適切および専門職業的手法をもって、業界で一般に認められた最善の慣行に従って契約を履行する義務を負う。
  - 10.2. 供給者は、本製品／本サービスが製造、保管、出荷、利用および販売されている法域のすべての適用法、基準、規則、規定および要件を遵守することに合意する。
  - 10.3. LEM が自社製品の製造のために本製品／本サービスを調達する場合、供給者は、適切かつ文書化された品質マネジメントシステムを使用して本製品／本サービスおよび本製品の原材料のトレーサビリティを常時確保し、本製品／本サービスが合意された仕様および品質基準を満たしているかを確認する。供給者は、LEM の書面による事前の合意なく本製品／本サービスまたは本製品の原材料を代用または変更しないものとする。製造所、製品設計、プロセスまたは管理方法の変更は供給者が要請する場合、供給者は、当該変更について LEM の書面による事前の合意を得なければならない。
  - 10.4. 供給者は、本契約の履行を危うくする、または妨げる事態（本製品／本サービスの品質または安全に関して発生しうる問題を含む。）が発生した場合、速やかにその旨を書面により LEM に通知する。
11. 下請供給者および役務提供者
  - 11.1. 下請業者への委託は、LEM の書面による事前の承認を条件とする。
  - 11.2. 供給者は、過失の有無にかかわらず、役務提供者および下請供給業者について、LEM がこれらを承認した場合でも、自己と同様に無限責任を負い、LEM は、供給者の役務提供者および下請供給者に対して一切の義務を負わず責任も負わない。
12. 査察
  - 12.1. LEM は、合理的な通知を行った場合、契約期間中および当該契約期間満了後 6 ヶ月の間はいつでも、施設ならびに本製品／本サービスの設計、製造、検査、保管および／または引渡しに関する記録（本製品／本サービスに関連する製造管理および品質管理、検査業務およびコンプライアンス手続を含むが、これらに限らない。）にアクセスし、査察することができる。査察は、LEM の代表者および／または LEM の顧客が行う。供給者は、LEM の代表者および／または LEM の顧客に対し、これらの者が供給者、役務提供者および下請供給者の敷地および施設内に立ち入り、機器、職員、帳簿および記録にアクセスできる適切な権利を与えるものとする。供給者は、LEM が本購買条件に基づき役務提供者および下請供給者にアクセスして上記査察を行う権利を有することを確保するものとする。
  - 12.2. 当該査察は、契約上の義務から供給者を免除するものではない。
13. 保証および救済
  - 13.1. 供給者は、本製品／本サービスが(i)約束された性質を有し、(ii)合意された性能要件および仕様を満たしており、(iii)本製品／本サービスが製造、保管、出荷、利用および販売されている場所の適用法、基準、規則、規定および要件を遵守しており、(iv)設計、原材料および仕上がりについて瑕疵がなく、(v)第三者に関して権限および権利の瑕疵がなく、(vi)意図された目的に適しており、(vii)LEM と供給者との間の品質契約がある場合、これを満たしており、(viii)引渡日現在、新品かつ未使用であることを保証する。かかる保証は、供給者が LEM に対して行う追加範囲の保証に加えて行うものである。
  - 13.2. 保証期間は、本製品／本サービスの引渡日から 36 ヶ月、または供給者がそれより長い保証を提供する場合は、当該保証期間とする。
  - 13.3. 供給者は、受領時に本製品／本サービスを検証する義務から LEM を免除する。
  - 13.4. 保証期間中の瑕疵の通知は、期限内に行われたものとみなし、供給者は通知の遅延について異議を申し立てる権利を放棄する。
  - 13.5. 本製品／本サービスに瑕疵があった場合、LEM は自らの選択により、(i)瑕疵を無償で修補するよう供給者に求める、(ii)瑕疵のある本製品／本サービスを無償で交換するよう供給者に求める、(iii)瑕疵の度合に応じて価格を引き下げ、または(iv)契約を解除することができる。いずれの場合も、LEM は、本項記載の救済に加えて損害賠償請求権を有する。
  - 13.6. 供給者が LEM による通知後合理的な期間内に瑕疵を解消できない場合、または緊急事態が生じた場合、LEM は、自らまたは第三者を通じて、供給者の費用およびリスク負担により、瑕疵を解消することができる。
  - 13.7. 瑕疵の解消後、または瑕疵のある本製品／本サービスの置換後に、保証期間は改めて開始する。
  - 13.8. さらなる法的請求を行う権利は明示的に留保される。
14. 本製品の旧式化
  - 14.1. 供給者が本製品の製造を打ち切る場合、12 ヶ月前までに LEM にその旨を報告し、当該 12 ヶ月間の間に LEM がいつでも最終注文を行えるようにしなければならない。

**15. 責任、保険**

- 15.1. 供給者は、あらゆる費用および損害について、LEM およびその関連会社、株主、取締役、役員、従業員、エージェント、下請業者、その他の供給者および顧客（以下「免責された当事者」という。）に対して責任を負い、いかなる費用や損害も蒙らないようにし、また、契約に基づき供給者が提供した本製品/本サービスに起因する第三者からの、もしくは第三者に対するいかなる請求（訴訟を含む。）の（供給者の過失または故意の有無を問わず、製造物責任（該当する場合。）または引渡しの遅延もしくは保証義務違反等の供給者による契約違反を含むが、これらに限らない。）について当該免責された当事者が被った費用および損害を補償するものとする。当該責任は、製品のリコール費用、瑕疵ある製品の解体、設置、検査および LEM 顧客との間の輸送にかかる費用を含むが、これらに限らない。
- 15.2. 供給業者は、LEM の満足する保険会社の補償範囲の、リコール費用も補償する必要な保険（専門職業人賠償責任保険および第三者損害賠償責任保険（拡張製造物責任保険付き）を含むが、これらに限らない。）をすべて付保するものとする。LEM の要請があれば、供給者はいつでも、適正な保険契約を証明する保険証書を LEM に提出するものとする。本第 15.2 条に基づく保険金は、責任制限としてみなされず、解釈されないものとする。

**16. 知的財産権**

- 16.1. 供給者は、本製品/本サービスが第三者の著作権、特許権、商標権、意匠権またはその他の財産権を侵害していないことを保証する。
- 16.2. 第 15.1 条に規定するもののほか、供給者における過失の有無を問わず、供給者は、免責された当事者（第 15.1 条に定義）を第三者からの知的財産権の侵害に基づく請求から速やかに防御し、免責された当事者が当該請求に起因して被ったすべての費用および損害を補償するものとする。免責された当事者を防御し、費用および損害を補償する供給者の義務は、当該責任または損害が生じた唯一の原因が、本製品/本サービスに含まれた、または使われた LEM 財産（第 17.1 条に定義）の供給者による適正な利用であり、かつ第三者の知的財産権を侵害したことを供給者が知らなかった場合または知ることが期待できなかった場合は、適用されないものとする。
- 16.3. 財産権侵害訴訟が提起された場合、供給者は、自らの費用で、LEM の選択により、和解により LEM が侵害に対する一切の責任を負わずに本製品/本サービスを利用できる権利を LEM に与えるか、LEM が合意する類似の製品/サービスに交換するか、本製品/本サービスを引き上げて、購入価格から本製品/本サービスの通常の減価償却費を控除した金額と同額の代金を LEM に入金するものとする。LEM の上記の選択に従った形式でできなかった場合、LEM は、注文を取り消し、LEM が被ったすべての費用および損害の賠償を請求する権利を有する。本第 16.3 条は、第 16.2 条に基づく LEM の権利を損なうものではない。

**17. 情報および原材料の所有権**

- 17.1. LEM が開示し、供給者に利用させるすべての知的財産権、商業上および技術上の情報および原材料（特許、ノウハウ、商標、ロゴ、意匠、図面、ツール、鋳型、型打ち機、設計図、型板、サンプル、仕様、試験装置、製造および/または検査ならびに品質プロセスを含むが、これらに限らない。以下「LEM 財産」という。）は、様式および形式を問わず、LEM の財産である。供給者は、いかなる時も、LEM 財産に関する LEM の権利、権限もしくは利益を損なう、または損なう恐れのある行為を、直接であるか間接であるかを問わず、行わず、かつ行わない。LEM は、LEM 財産に係るすべての権利を留保する。
- 17.2. LEM 財産は、LEM の書面による同意なしに変更されないものとする。供給者は、LEM 財産の品目に、LEM が所有していることを明記し、供給者の財産と区分するものとする。供給者は、契約の履行または LEM が書面により許可した用途以外に LEM 財産を使用してはならず、LEM 財産は、LEM の書面による事前の合意がある場合に限り第三者に提供されるものとする。LEM 財産を用いて製造された本製品は、供給者自ら利用してはならず、かつ第三者の利用に供しまたは供給してはならない。
- 17.3. 供給者が所持または管理している間、LEM 財産は、供給者の費用およびリスク負担により保持される。供給者は、LEM 財産のすべての品目を良好な状態に保ち、安全に保管し、当該品目のいずれかが紛失または破壊された場合は、当該品目を置き換えるものとする。供給者は、LEM 財産の品目について必要なメンテナンスおよび検査を自らの費用で適時に行い、故障があった場合は速やかに報告する。供給者は自らの費用で、LEM 財産のあらゆる品目について、火災、水害および爆発の被害に備えて保険を掛ける。
- 17.4. LEM 財産に関する留置権は、明確に排除されており、供給者は、LEM 財産が供給者および供給者の債権者のいかなる先取特権、負担、担保権および請求もない状態であることを約束する。別段の合意のない限り、LEM 財産は、LEM の要請により当然に返還、または破壊されなければならない。上記の定めにかかわらず、供給者が支払不能になった場合、または破産した場合、LEM の代表者は供給者の敷地にいづとも立ち入り、LEM 財産を取り戻すことができる。
- 17.5. 供給者が、本第 17 条に定める自らの義務を履行しなかった場合、LEM は、これに起因して生じる損害の賠償を求めることができる。
- 17.6. 供給者が本製品/本サービスのカスタム機能を開発した場合、当該カスタム成果物の知的財産権、権原および利益はすべて LEM だけに帰属し、当該カスタム成果物は、試運転中に創造された成果物とみなされる。かかる権利を LEM に直接付与することが適用法上不可能である場合、供給者は、供給者の費用負担により、当該カスタム成果物を LEM に移転および譲渡するために、あるいは適用法上認められない場合は、かかるカスタム成果物の利用権または同等の権利を LEM に付与するために、必要なすべての行為を行うものとするが、当該権利は、適用法上可能な限り幅広い範囲を対象とし、許容される最長期間を継続し、当該カスタム部分を供給者が利用する権利を伴わないものとする。供給者が、合理的な期間内にこれを行えなかった場合、LEM が利用できるその他の救済措置に加えて、LEM は、必要な手続をすべて行い、支援を求め、自らに発生した費用の返還を求めることができる。

**18. 秘密保持**

- 18.1. 供給者は、LEM が提供するすべての情報（あらゆる LEM 財産、ならびに LEM、その関連会社またはこれらの顧客もしくは取引先のその他のデータ、書面および知見を含むが、これらに限らない。）については、これが公知にならない限り厳密に保持するものとし、LEM が書面に別述合意する場合を除き、当該情報を第三者に開示してはならず、契約履行以外の目的で使用してはならない。
- 18.2. LEM 情報は、本製品/本サービスを提供するために必要な時間を超えて保持してはならない。供給者は、契約が終了した場合は直ちに、LEM から書面による要請があれば随時、LEM 情報およびそのすべての複製を LEM に返還し、または LEM の選択により破壊する。ただし、適用法に従って保持する必要がある複製、またはコンピュータの自動バックアップもしくは災害復旧システムに存在する複製を除くが、当該システムに存在す

- る複製が容易に利用可能な状態になく、かつ許可されていない目的のために利用または閲覧されない場合に限るものとする。破壊する場合、供給者は、その旨を書面にて LEM に確認するものとする。
- 18.3. LEM の書面による同意のない限り、宣伝または参考とすることを目的として契約を開示してはならない。
- 18.4. 供給者は、本契約の終了以後も、本条に基づく義務に拘束される。供給者は、その従業員、エージェントおよび下請供給者に、同様の非開示および秘密保持義務を負わせなければならない。
19. **データ保護**
- 19.1. 供給者は、契約を履行するにあたっては、LEM またはその従業員に関する個人情報を処理する場合がある。供給者は、適用される個人情報保護法に従って、かつ契約履行の目的のためにのみ当該個人情報を処理する責務を負う。供給者は、LEM の書面による事前の合意なく、第三者または当該情報が生じた国より低い水準の法的保護を有する国に個人情報を移転してはならない。
- 19.2. 供給者は、LEM が、LEM と供給者との間の契約を取り扱い、また、LEM グループ全体の購入および調達サービスの管理および運営を行うために、供給者とその代表者の個人情報（供給者の代表者の氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号および電子メールアドレス等）を処理することにつき、ここに通知され、これに同意する。供給者は、LEM が、管理およびマーケティング等のために、LEM の関連会社との間で個人情報共有することに同意する。供給者は、世界中に配置され、LEM 関連会社の職員および LEM に代わって世界中（供給者の設立国より低い水準の法的保護を有する国を含む。）で行為する第三者のサービス・プロバイダがアクセス可能なデータベースに個人情報が移転され、当該データベース上で処理される可能性があることを理解し、これに同意する。供給者は、必要な承認を取得する等して個人情報を適法に処理すること、および、供給者が移転させた個人情報を LEM が独自の目的のために処理する権利を有することを保証する。
20. **輸出入取引のコンプライアンス**
- 20.1. 供給者は、適用されるすべての輸出管理および輸入管理に関する法令を遵守するものとする。供給者は、本製品/本サービスに必要な輸出入、移転および再輸出に関する承認および使用許諾を自らの費用負担で取得し、当該法令の遵守を立証する書面を保持するものとする。
- 20.2. 供給者は、輸出および/または輸入の禁止または制限の可能性についてしかるべき方法で調査を行い、該当する場合は LEM に直ちに報告する責任を負う。
21. **LEM 行動規範**
- 21.1. 供給者、その従業員、エージェント、下請供給者および役員提供者は、LEM の基本理念、責任および倫理的義務を定める LEM 行動規範（その最新版を含む。）記載の要件を遵守することが期待されている。LEM と供給者の取引関係を継続させる上で、供給者が LEM 行動規範に署名することが必要条件である。供給者は、その従業員、エージェント、下請供給者および役員提供者に LEM 行動規範を遵守させる義務を負う。LEM は、LEM 行動規範の遵守状況を監査（施設監査を含む。）する権利を有する。LEM 行動規範の遵守において重大な違反が生じた場合、LEM は、何ら補償を行うことなく契約を解除することができる。
22. **不可抗力**
- 22.1. いずれの当事者も、不可抗力（各発注時には関係当事者による予測が困難であり、回避不能であり、関係当事者の支配の及ばない、また、関係当事者に責任のない事象）により契約上の義務の履行が妨げられた場合、当該義務の履行を中断することができる。次の事象（当該リストはすべての不可抗力事象を網羅してはいない。）は、上述の性質を有する限り、不可抗力とみなされる：ストライキ、ボイコット、禁輸措置、輸出規制、暴動、疫病、自然災害、激甚自然災害、戦争およびテロ。各当事者は、不可抗力事象の影響を最小限に留めるよう商業的に合理的な努力を行うものとする。
- 22.2. 不可抗力による影響を受けたとする当事者は、当該事態の発生時および終了時に相手方に対して遅滞なくその旨を書面にて通知する。関係当事者が当該通知を怠った場合、相手方は、当該通知を受領していれば発生を回避できたであろう追加費用の賠償を受けることができる。
- 22.3. 各当事者は、不可抗力により契約の履行が 30 日を超えて中断した場合、相手方に書面にて通知することにより契約を解除することができる。
23. **譲渡**
- 23.1. 供給者は、LEM の事前の書面による承諾なしに、契約に基づく権利を譲渡し、承継させ、または担保に付してはならない。LEM は、契約に基づく権利を第三者に譲渡し、承継させ、または担保に付すことができる。
24. **適用法**
- 24.1. 本契約は、発注を行った LEM 会社が所在する国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとし、適用される国際私法および 1980 年 4 月 11 日の国際物品売買契約に関する国際連合条約の適用を明示的に排除する。
25. **裁判管轄**
- 25.1. 紛争が生じた場合の裁判管轄は、発注を行った LEM 会社の登録事務所の所在地とする。
26. **その他の条項**
- 26.1. 本購買条件または契約の権利または条項の執行または行使を行わなかったとしても、かかる権利または条項の放棄とは判断、解釈されるものではなく、その後の同権利もしくは条項または本購買条件に含まれるその他の条項を執行する権利を妨げるものではない。
- 26.2. 本購買条件のある条項が無効または強制不能であると判断された場合でも、残りの条項の有効性に影響を及ぼさない。無効または強制不能であると判断された条項は、意図する目的を達成するために最も近い内容に置き換えられるものとする。
- 26.3. 契約終了後も存続することを明示的または黙示的に意図される本購買条件の条項は、かかる終了後も効力を有する。第 13 条（保証および救済）、第 15 条（責任、保険）、第 16 条（知的財産権）、第 17 条（情報および原材料の所有権）、第 18 条（秘密保持）および第 19 条（データ保護）は、終了後も存続する。
- 26.4. 本契約関係のいかなる定めも、供給者が LEM の代理人、もしくは従業員または LEM とのパートナーシップを構成するものと解釈してはならない。供給者は、書面により許可を得ない限り、第三者との関係において LEM を代理したり、LEM を関与させてはならない。
- 26.5. LEM および供給者は、本購買条件が英語で作成されることに合意する。英語版と他の言語の翻訳版との間に齟齬がある場合、英語版が優先する。